

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、A株式会社を退職し、しばらくして国民年金に加入した。

その後、未納であった昭和 53 年度及び 54 年度の国民年金保険料を 1 年分ずつ B 市内の銀行で納付した。53 年度の保険料を納付した領収書を所持しており、申立期間も納付したはずなので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号の資格取得日から、昭和 55 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の国民年金保険料は納付することが可能な期間であるとともに、53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付されていることが確認できる。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、昭和 55 年度分の現年度納付に加え、上記のとおり 53 年分の未納期間についても過年度納付を行っている状況を踏まえると、申立人が申立期間の保険料のみ未納とすることは不自然である。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は国民年金加入期間のうち、昭和 53 年 3 月及び申立期間を除き、全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から59年12月まで

私は、ねんきん定期便により、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることを知ったが、申立期間に係る保険料は納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

国民年金には、A市役所からの未加入通知により加入し、保険料は、毎月自宅を訪問していた集金人に納付した。

「国民年金保険料の未納期間があると、将来、年金が減額される。」との連絡をA市役所から受けたが、未納期間の保険料約15万円を一度に納付することはできなかつたため、約7万円ずつ2回に分けて集金人に納付した。

その後、再び国民年金保険料の未納通知が来て、「未納保険料は全て納付したはずなのにおかしい。」と不信に思ったが、約3万円と小額だったので納付した。

最初に2回に分割して納付した申立期間の国民年金保険料が記録に反映されていないので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金保険料を全て納付しており、納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立期間のうち昭和58年4月から59年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が、前後の任意加入者の資格取得日により昭和60年7月頃にA市で払い出されたと推認でき、その時点では、当該期間の

国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料約 15 万円を、約 7 万円ずつ 2 回に分けて納付した。」と主張しているところ、申立期間のうち、加入手続をした時点で時効が完成していない昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の保険料額は 144,600 円であり、申立人が納付したとする保険料額と当該期間の納付に必要となる保険料額とがおおむね一致している。

加えて、申立人は、「国民年金保険料は、毎月、A 市 B 連合会の役員である C さんが集金しており、未納となっていた申立期間の保険料も C さんに納付した。」と主張しているところ、申立人が所持する申立期間後の昭和 61 年度国民年金保険料通知書兼受領票において、各月の領収日付欄に「C」の印が押されていることが確認できる上、A 市は、「当時、本市では、国民年金保険料の集金を A 市 B 連合会に委託しており、同会は、各地区に集金人を配置して保険料を集金していた。被保険者の利便性を考慮して、集金人が現年度保険料だけでなく過年度保険料を集金することもあった。」と回答しているほか、申立人は、申立期間直後である昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの期間について、過年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、集金人に過年度保険料を納付したとする申立人の主張に不自然さは見られない。

一方、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和 60 年 7 月頃に A 市で払い出され、申立人は 57 年 6 月 29 日に遡って資格取得していることが推認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が国民年金の加入手続をしたと推認できる 60 年 7 月時点においては、当該期間の国民年金保険料は、制度上、時効が完成しているため納付することができない。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成12年2月1日から19年6月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を12年2月から同年7月までの期間は38万円、同年8月から13年2月までの期間は41万円、同年3月は47万円、同年4月は38万円、同年5月から同年10月までの期間は36万円、同年11月から14年4月までの期間は38万円、同年5月から同年8月までの期間は36万円、同年9月は38万円、同年10月から15年3月までの期間は36万円、同年4月から同年6月までの期間は38万円、同年7月から19年5月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年1月18日から19年6月1日まで
ねんきん定期便による標準報酬月額は実際に支給されていた給与支給額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されている。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を、給与明細書から確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年2月から19年5月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書及び事業所が提出した賃金台帳において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を給与から控除されていることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成12年2月から同年7月までの期間は38万円、同年8月から13年2月までの期間は41万円、同年3月は47万円、同年4月は38万円、同年5月から同年10月までの期間は36万円、同年11月から14年4月までの期間は38万円、同年5月から同年8月までの期間36万円、同年9月は38万円、同年10月から15年3月までの期間は36万円、同年4月から同年6月までの期間は38万円、同年7月から19年5月までの期間は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤った保険料を控除したことを認めている上、申立人が提出した給与明細書及び事業所が提出した申立人に係る賃金台帳により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が当該期間の全ての期間において一致していないことから判断すると、事業主は賃金台帳等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年1月に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年9月25日から21年4月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を20年9月25日、資格喪失日に係る記録を21年4月5日とし、当該期間に係る標準報酬月額を20円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年4月5日まで

私は、申立期間について、株式会社AのB部においてC職として勤務していた。

申立期間当時、株式会社AのB部で勤務していた私の妻には、厚生年金保険の被保険者記録が有るのに、私には同被保険者記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の株式会社Aにおける戦時中の勤務に係る具体的な供述及び複数の同僚の供述などから判断すると、申立人は、申立期間のうち少なくとも昭和20年7月25日から21年4月5日までの期間について、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の供述及び株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該期間当時の被保険者記録が確認でき、同社B部で勤務していたとする同僚の供述から判断すると、同社B部において申立人と同様の業務内容で勤務していたと推認される別の複数の同僚には、同被保険者名簿において当該期間当時の被保険者記録が確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿から、当該期間当時、被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「株式会社Aには、約2か月間の試用期間があつ

た。」と供述しているところ、当該複数の同僚は、入社したとする時期から約2か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、同被保険者名簿から当該期間当時に株式会社Aにおいて資格取得し、同社に入社した時期を記憶している別の複数の同僚も、入社したとする時期から約2か月後に同資格を取得していることが確認できることから判断すると、同社では、当時、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況が推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年9月25日から21年4月5日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同じ業務に従事したとする同僚の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から判断すると、20円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在不明であるため、確認することはできないが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保険番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年9月から21年3月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和20年4月1日から20年7月25日までの期間について、申立人から、「昭和20年3月頃までの期間において、D市にあった事業所に勤務していたが、体調が悪くなってE町に帰郷した。E町で約3か月間において病氣療養した後に、株式会社Aに入社した。」との供述が得られた上、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間当時、被保険者記録が確認できる複数の同僚から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことを推認できる供述が得られないなど、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険料の控除等の具体的な状況は確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間のうち昭和 20 年 7 月 25 日から同年 9 月 25 日までの期間について、申立人の株式会社 A における戦時中の勤務に係る具体的な供述及び複数の同僚の供述などから判断すると、申立人は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、前述の被保険者名簿及び複数の同僚の供述から判断すると、当該期間当時、被保険者記録が確認できる複数の同僚は、株式会社 A への入社時期より約 2 か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、申立人は、「株式会社 A には、見習従業員として入社した。」と供述していることから判断すると、同社では、当時、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況が推認できる。

また、株式会社 A は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在不明であるため、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除等の具体的な状況は確認できない上、申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA有限会社における資格取得日に係る記録を平成7年3月2日、資格喪失日に係る記録を8年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月2日から8年4月1日まで

私は、申立期間においてA有限会社が所有するB丸に乗り込んでいたが、船員保険の被保険者期間として記録されていない。

私が所持する船員手帳には雇入記録が記載されているので、申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有する船員手帳の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA有限会社が所有するB丸に雇入れされ、甲板員として乗り込んでいたことが認められる。

また、A有限会社の事業主は、「当社では、船員保険には乗組員全員を加入させていた。」と回答している上、オンライン記録から、同社において申立期間当時の船員保険の被保険者記録が確認でき、同社が所有する船舶に乗り込んでいたとする複数の同僚は、「A有限会社では、船員保険には乗船と同時に乗組員全員が加入していた。」と供述しているところ、オンライン記録から確認できる船員保険の被保険者記録は、当該複数の同僚が所持する船員手帳の記録と符合していることが確認できる。

さらに、複数の同僚の供述から判断すると、申立期間当時、A有限会社には申立人を含み7人の船員が勤務していたことが推認できるところ、オンライン記録から、申立人を除く6人には同社における申立期間の船員保険の被

保険者記録が確認でき、船員数と被保険者数がおおむね一致していることから判断すると、同社では、当時ほぼ全ての船員について船員保険に加入させていた状況が推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において、申立人の申立期間と同時期にA有限会社で船員保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚の標準報酬月額の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「納付したはずだ。」としているが、申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年3月から8年3月までの期間に係る船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②のうち平成19年4月1日から20年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記録を、申立期間①は18万円、申立期間②のうち19年4月から20年4月までの期間は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち平成20年5月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記録を20年5月から同年8月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における申立期間までの標準賞与額に係る記録を、申立期間③については12万3,000円、申立期間④については11万4,000円、申立期間⑤については13万6,000円、申立期間⑥については12万9,000円及び申立期間⑦については18万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月1日から18年7月1日まで
② 平成19年4月1日から20年9月1日まで

- ③ 平成 17 年 12 月 24 日
- ④ 平成 18 年 8 月 12 日
- ⑤ 平成 18 年 12 月 18 日
- ⑥ 平成 19 年 8 月 11 日
- ⑦ 平成 19 年 12 月 15 日

私は、ねんきん定期便の記録と私が所持している給与明細書を比較したところ、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②については、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料額よりも高い保険料額が給与から控除されていること、及び申立期間までについては、事業主により賞与から保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額が記録されていないことに気付いた。

申立期間①及び②については、給与支給総額または厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額に、申立期間までについては、賞与支給総額または保険料の控除額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①及び②に係る年金記録の確認を求めているが、あつせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①及び②のうち平成 19 年 4 月 1 日から 20 年 5 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②のうち同年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①及び②のうち平成 19 年 4 月 1 日から 20 年 5 月 1 日までの期間については、事業主から提出された申立人に係る 17 年分、18 年分及び

20 年分給与等の年間集計表並びに 19 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、並びに申立人が所持する 17 年 1 月分から 20 年 4 月分までの期間の給与明細書によると、申立人は、当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、事業主から提出された申立人に係る平成 17 年分及び 18 年分給与等の年間集計表並びに申立人が所持する 17 年 1 月分から 18 年 6 月分までの期間の給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額から 18 万円、申立期間②のうち 19 年 4 月から 20 年 4 月までの期間の標準報酬月額については、事業主から提出された申立人に係る 19 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び 20 年分給与等の年間集計表並びに申立人が所持する 19 年 4 月分から 20 年 4 月分までの期間の給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額から 20 万円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与支給額より低い報酬月額を届け出たと認めていることから、事業主は、事業主から提出された給与等に係る年間集計表及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに申立人が所持する給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると 19 万円と記録されている。しかし、事業主から提出された給与等の年間集計表及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに申立人が所持する給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までの期間は標準報酬月額 22 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 株式会社における標準報酬月額を、申立期間②のうち平成 20 年 5 月から同年 8 月までの期間は 22 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立人は、申立期間までに係る標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給総額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか

低い方の額を認定することとなる。

事業主から提出された申立人に係る平成 17 年分及び 18 年分給与等の年間集計表並びに 19 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに申立人が所持する 17 年から 19 年までの賞与明細書から、申立人は、申立期間③から⑦までの期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（申立期間③については 12 万 3,000 円、申立期間④については 11 万 4,000 円、申立期間⑤については 13 万 6,000 円、申立期間⑥については 12 万 9,000 円及び申立期間⑦については 18 万 1,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から 59 年 3 月まで

昭和 54 年 2 月から 59 年 3 月までは、厚生年金保険の適用事業所ではない個人経営の事業所に就労していたので、国民年金に直ちに加入し、保険料は銀行（A 銀行 B 支店）の口座振替で納付し、現在まで継続して納付している。

納付の証明となる銀行の通帳は廃棄してしまったが、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の強制加入者の資格取得日がいずれも昭和 59 年 9 月 2 日以前となっていることから、同年 9 月以降に払い出されたものと推測され、オンライン記録から、申立人が 54 年 2 月 4 日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の一部は、時効により、制度上、納付することができない上、申立期間において、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入すると同時に、国民年金保険料の納付方法を A 銀行 B 支店の口座振替とし、現在まで同様の方法で納付していると主張しているところ、C 市が保管している申立人の国民年金保険料口座振替に係る記録をみると、昭和 61 年 6 月 1 日から A 銀行 B 支店の口座振替が開始されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年10月から61年3月まで

私は、実母から「国民年金は、将来のためにできるだけ払っておきなさい。」と言われていたので、結婚後、生活が落ち着いた昭和49年9月に国民年金に任意加入し、61年3月まで保険料を納付したが、ねんきん定期便により、国民年金被保険者資格を56年10月23日に喪失したように記録されていることを知った。

申立期間当時、夫の収入は安定しており、同居していた父は生活費を出してくれていたため、経済的に困ることは無く、申立期間の国民年金保険料は、金融機関の窓口で、各期毎に納付した。

老後に備えるために任意加入までして保険料を納付していた国民年金被保険者資格を、昭和56年10月23日に喪失しなければならない事情に心当たりが無く、申立期間の保険料はずっと納付し続けており、61年4月に第3号被保険者に該当し、保険料の納付が必要でなくなり、ほっとしたことを覚えている。

領収書は引っ越した時に紛失し、証拠となる資料は所持していないが、申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は、経済的に困ることは無く、国民年金の任意加入被保険者資格を昭和56年10月23日に喪失しなければならない事情は思い当たらず、61年4月に第3号被保険者に該当するまでの期間、国民年金保険料はずっと納付し続けていた。」と述べているが、A市が保管する申立人

の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 56 年 10 月 23 日に任意加入被保険者資格を喪失した後、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得するまでの期間は未加入であることが確認できることから、申立人に対して納付書が発行されることはない上、申立人は、47 年 4 月 * 日の婚姻以降、現在に至るまで A 市に住所を定めており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を金融機関の窓口で、各期毎に納付したとする納付状況は、申立期間より前の保険料納付済期間の納付状況と同一であり、申立人が記憶している申立期間の保険料額は、当該期間の保険料額と相似している上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立期間は 54 か月と長期間であり、申立人が各期毎に複数の金融機関で納付した国民年金保険料について、その全ての納付記録が失われたとは考えがたい。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 1 日から 43 年 2 月 17 日まで

昭和 41 年 12 月までの期間において有限会社Aに勤務した後、1日も空けずに有限会社Aの紹介でB株式会社に就職した。42 年 1 月から 43 年 2 月頃までの期間においてB株式会社に正社員として勤務し、経理事務に従事した。その期間において、厚生年金保険料は毎月私の給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B株式会社に勤務していたとする複数の従業員を記憶しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人が記憶している同僚の一部の氏名を確認することができること、及び申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立期間のうち、少なくとも昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 2 月 14 日までの期間において、申立人は同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B株式会社は、申立期間当時の人事記録等を保存しておらず、当時の事業主及び事務責任者も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶している複数の同僚（申立人と同じ事務職）の氏名をB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認することができないことから判断すると、事業主は、当時、従業員の全てについて必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人が記憶している複数の同僚は、既に死亡又は連絡先が不明である上、申立期間当時、B株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からも、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除等につ

いて確認できる供述を得ることができない。

加えて、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできず、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私が保管するA職履歴書では、昭和 54 年 10 月から 57 年 6 月 30 日までの期間においてB市にあるC事業所に勤務し、同年 7 月 1 日から次の事業所に勤務したことになっているのに、C事業所での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 6 月 30 日になっているため、同年 6 月が未加入期間となっている。

勤務期間に空きは無いので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているA職履歴書及びA職履歴を管理するD事務所が保管している申立人のA職台帳において、C事業所での申立人の勤務期間は昭和 54 年 10 月から 57 年 6 月 30 日までの期間と記録されている。

しかしながら、D事務所は、「A職台帳に記録されている履歴の勤務期間は、本人から申告のあった勤務期間を記録しているものである。」と回答しているところ、申立期間後にC事業所に勤務したとする同僚は、「私は、昭和 60 年 8 月上旬までの期間においてC事業所に勤務した後、E県に帰郷して、実家の事業所でA職に就いた。C事業所を退職する際の退職日については同事業所の事業主と相談の上、D事務所には同年 9 月 27 日と申告した。実際に同事業所を退職した同年 8 月以降の期間において、同事業所から給与は支給されていない。」と述べており、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 60 年 8 月 8 日であり、オンライン記録において、当該同僚は、同年 8 月に国民年金に加入し、保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、C事業所の事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等を廃棄しているため詳細は不明であるが、申立人は、次の事業所に移る準備があったため、昭和57年6月30日まで勤務していなかった。最後の給与は給与計算の締切日の翌日である同年6月21日から同年6月29日までの日割り分も含めて支払った記憶がある。厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、同年6月30日と記入の上、社会保険事務所（当時）に提出し、同年6月分の厚生年金保険料は控除しなかったと思う。」と述べている。

さらに、申立人がC事業所を退職した昭和57年6月に同事業所に入社した同僚は、「私は、申立人が退職する時期に入れ替わって入社した。仕事の引き継ぎなどで約1か月間、一緒に勤務したが申立人の退職日は覚えていない。」と述べており、申立人の申立期間における勤務実態について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者として、事業主から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 4 月 1 日から平成 2 年 4 月 1 日までの 2 年間に於いて、A 県 B 事務所（現在は、A 県 C 事務所）で地方公務員法第 22 条に規定される臨時的任用職員（以下「22 条職員」という。）として勤務していたが、同 B 事務所における厚生年金保険の被保険者期間は平成元年 10 月 1 日から 2 年 4 月 1 日までの期間と記録されており、申立期間の被保険者記録が無い。

申立期間についても A 県 B 事務所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 県 B 事務所に勤務したと申し立てているところ、A 県 C 事務所には申立人の勤務期間を確認できる資料は保管されていないものの、当時、A 県 B 事務所で勤務したとする複数の職員の供述から判断すると、申立人が申立期間において同 B 事務所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 県 C 事務所は、「臨時職員の任用は、当事務所で行っていた。臨時職員のうち 22 条職員として任用された者は厚生年金保険に加入させていたが、その他のいわゆる日々雇用又は短期アルバイトなどは厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、A 県人事課は、「当課が保管する 22 条職員名簿によると、申立人の 22 条職員としての任用期間は、平成元年 10 月 1 日から 2 年 3 月 31 日までの期間と記録されている。」と回答しており、申立人が申立期間について 22 条職員として任用されていたことは確認できない。

さらに、A県B事務所の当時の事務担当者は、「申立期間当時、A県B事務所には約 10 人の臨時職員が勤務していたが、予算の都合上、22 条職員としての任用はそのうち 4 人であり、任用は業務量や勤務履歴等を考慮して行われていたと思う。」と供述しているところ、前述の 22 条職員名簿から、申立期間当時、同B事務所において 22 条職員として任用された者は 4 人であることが確認できる上、当該 22 条職員としての任用期間とオンライン記録における厚生年金保険の被保険者期間は符合していることが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 21 日から 41 年 5 月 5 日まで

私は、申立期間において、A株式会社B工場へ勤務していたが、給与額は、最初は1日 1,500 円の日雇いで月額 45,000 円、現務員になった昭和 40 年 4 月頃からは月額 28,000 円であった。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を実際の給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載に不自然な形跡は無く、当該被保険者原票に記載されている標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

また、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 39 年 6 月に被保険者資格を取得している 23 人、及び申立人が同一の雇用形態であった同僚として名前を挙げている 4 人のうち申立人と同年代の二人について、申立期間に係る標準報酬月額を検証しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない上、同僚からも、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる供述を得られない。

さらに、申立人は給与明細書等の関連書類を所持しておらず、A株式会社本社は、「資料が残っていないため、申立人に係る給与支給額及び保険料控除額は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。